

直監告示第10号

令和4年12月12日付 直監告示第5号により公表した監査の結果について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、直方市長から次のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和5年1月6日

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 田 代 文 也

選挙管理委員会事務局 定期監査指摘事項措置状況報告

	指摘の内容	監査委員意見	講じた措置	完了（予定）時期
公印について	現在使用されている公印のうち、公印台帳への登録や直方市選挙管理委員会規程への記載がなされていないものがある。	<p>[直方市選挙管理委員会規程第19条第1項]に「公印の名称、書体、形状及び寸法は、別表第1のとおりとし、そのひな形は、別表第2のとおりとする。」、[同条第2項]に「公印の取扱いについては、直方市公印規則の例による。」とあり、[直方市公印規則第5条]に「公印の保管及び取扱いは、厳正かつ確実に行わなければならない。」とある。</p> <p>公印の管理について、規定に沿った事務処理をされたい。</p>	選挙管理委員会規程に記載されていない公印（選挙長、開票管理者）については、規程を改正し、公印台帳へ登録しました。	令和4年12月16日